

第3章 環境像と基本目標

1. 指宿市の目指す環境像

1.1 基本理念

「指宿市環境保全条例」(平成18年1月1日条例第111号)第3条には、本市が環境の保全を進める上での基本理念が定められており、本計画はこの理念を前提として環境施策の方向性を示すものです。

【指宿市環境保全条例 第3条】

市長は、「環境基本法*」(平成5年法律第91号)に定める基本理念にのっとり、良好な環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する基本的な計画を策定して、これを実施しなければならない。

【「環境基本法*」第3条～第5条】

第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系*が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

第4条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

第5条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

1.2 望ましい環境像

環境を取り巻く社会情勢は、脱炭素化や循環型社会への移行、生物多様性*の保全など、より高度で多様な課題が進展しており、地域社会に求められる役割も拡大しています。

こうした状況の中で、本市が目指すべき環境像は、市民・事業者・地域団体および市等が一体となって環境の保全と創造に取り組むための、将来のまちの姿を共有する理念となるものです。

このため、「第二次指宿市環境基本計画」で掲げた「みんなで作る」という理念を継承するとともに、国の「第六次環境基本計画」が示す「生活の質や幸福度、ウェルビーイング*の向上」といった視点も踏まえ、より良い地域社会と環境が人々の幸せや地域の活力につながる持続可能なまちの姿を示すため、新たな環境像を次のとおり掲げます。

みんなで作る 生き生き暮らせる 持続可能なまち いぶすき



2. 計画の基本目標

前項で示した基本理念や望ましい環境像を踏まえて、安全・安心な地域社会の確保と脱炭素社会*、循環型社会、自然共生社会の実現に向け、各主体(市民・事業者・市等)の協働の下で、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全されるまちを目指して、本計画の基本目標を次のように掲げます。

第三次指宿市環境基本計画の基本目標

基本目標1. きれいな川・湖・海、豊かな自然・風土を誇れるまち

市内の自然環境と歴史・文化を次世代へ引き継ぐため、水環境の保全、生物多様性*の確保、持続可能な産業振興、文化財の保存と活用を総合的に推進します。環境への負荷を抑えながら地域の魅力と活力を高め、自然・産業・文化が調和するまちづくりを推進します。

基本目標2. 快適な環境の中で暮らし活動できるまち

市内の大気環境は良好な状態を維持していますが、今後も積極的な取り組みによって、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

基本目標3. ごみを減らす暮らしと資源の循環に取り組むまち

ごみの発生抑制(リデュース)を推進し、市民への分かりやすい普及啓発を強化します。その上で、リユース・リサイクルの取り組みを一層推進し、資源化の拡大と循環型社会の形成を図ります。また、行政・関係機関の連携により、不法投棄*の防止と健全な地域環境の確保を目指します。

基本目標4. ゼロカーボンシティ*実現に向けた取り組みを進めるまち

ゼロカーボンシティ*の実現に向けて、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギー*の最大限の導入を進め、市民・事業者・市等が日常の中で環境配慮行動を実践できるまちを目指します。

さらに、交通システムの効率化や地域特性を反映したカーボンオフセット*源の確保・導入など、社会システム全体を脱炭素型へ転換し、2050年カーボンニュートラル*の達成に向けた持続可能なまちづくりを推進します。

基本目標5. 協働で環境保全へ取り組むまち

社会情勢や技術革新の進展により環境課題が多様化する中、一人ひとりが環境への理解を深め、自発的に行動できる体制づくりが重要です。そのため、子どもから大人まで誰もが学べる環境教育*の充実と学びの場の整備を進め、市民・事業者・市等が協働して環境問題に取り組む仕組みを構築します。